

令和3年11月8日

さいたま市記者クラブ様

埼玉市民オンブズマンネット・ワーク

報告事項

(主旨)

令和3年10月21日付けで、さいたま市から「消防団への協力費に関する回答」を受領いたしましたので、ご報告申し上げます。

さいたま市の今後の対応は、以下の通りです。

さいたま市は、消防団本部において、消防分団は、自治会から協力金は受領しないことを確認しました。(消総消活第1270号、令和3年10月21日)

(経緯)

- ・令和3年7月5日、埼玉市民オンブズマン（江本房利）が自治会が負担する消防団への協力費についての公開質問書を提出。
- ・令和3年7月30日、さいたま市消防局から、「消防団と自治会とで解決されるべきあると考えているおり、今後の対応につきましては、消防団本部において決定することとしております。」との回答を受領。
- ・消防団が自治会から受領する負担金について双方で解決すべきとした不誠実な回答に対し、さいたま市が対応すべきであると令和3年10月1日、埼玉市民オンブズマン・ネットワークが、さいたま市長に公開質問書を再提出した。
- ・令和3年10月21日、さいたま市から、埼玉市民オンブズマン・ネットワークへ別紙のとおり回答がなされ、本日記者会見するものである。

(背景)

全国的に、消防分団への自治会（町内会）からの寄付行為（協力金などの名目）に違法性があるとして問題にされてきた。

平成22年3月24日、横浜地方裁判所において、平成20年（行ウ）第95号

消防団員活動奨励費支出違法請求事件（よこはま市民オンブズマンが提訴）に対して、以下の判決が出た。

「地方自治法 204 条の 2 は「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第 203 条 1 項の職員及び前条 1 項の職員に支給することができないと規定している。（中略）条例に基づかず給与その他の給付を支給するものといわざるを得ず、地方自治法 203 条 1 項の趣旨に沿うものであるとしても、同法 204 条に違反するか、同条の規定を潜脱する脱法行為と評価され得るものといえる。」

本判決に対して、原告及び被告からの控訴請求はなかった。

唐津市は、平成 26 年 5 月 14 日、平成 22 年 3 月 24 日横浜地裁判決を受け、「消防団が、本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄付金を受領することは違法となる余地があるとの判示を踏まえて、今後の方針として、消防団は消防協力金（寄付金）を受領しないこととします。従いまして、消防団員が消防協力金（寄付金）を募ることもいたしません。」と回答している。（唐津市公式ホームページ、2015 年 5 月 14 日から引用）

唐津市の対応は先進的な例であり、未だに、全国的に自治会（町内会）に寄付が強要されている実態が多く認められる。具体的な報道として、

岐阜新聞社は、県内の全 42 市町村に消防団への「協力金」に関するアンケートを実施し、15 市町村が自治会や住民から協力金を受けとっている団の存在を把握した。（岐阜新聞 web,2021 年 9 月 19 日）

河北新報は、「不透明な収支」、「寄付金の要求」消防団運営に募る不満を報じている。（河北新報 online NEWS,2020 年 9 月 26 日）

毎日新聞は、「地域から協力金集めて慰安旅行」、幽霊消防団員巡り告発続々地域社会にあつれきを報じている。（毎日新聞、2021 年 1 月 24 日）

朝日新聞は、鹿島市消防団の「協力金」に苦情を報じている（朝日新聞（茨城版）、asahi.com 2006 年 1 月 20 日）

また、本庄市は、消防団への自治会の分担金についてと題して、「自治会自らがお決めいただくべきものであり、市といたしましては、この件につきまして見解を申し上げる立場でないと考えております。」として当事者責任を回避

している。(本庄市公式ホームページ、平成 29 年 3 月 23 日回答から引用)

(本会の見解)

特別職の地方公務員である消防団員には、個人支給すべき定額の報酬と出勤に応じた手当(地方交付税算入額は、報酬年額 3 万 6, 500 円、出勤手当は、1 回当たり 7, 000 円)が支給される。しかし、算定額未満の自治体が存在する。

これらのことから、総務省消防庁は、算定額未満の全国の市町村引き上げを求めるが、増額に応じない自治体が存在する。

本会は、消防団は行政組織の一部であることから、行政は、地方交付税算定額全額を支給するとともに、政府に対し活動費の増額を求めるべきであると考えます。

以上により、自治会(町内会など)に寄付金(協力金)を求めることなく、運営できるように消防団の活動費を担保することが強く求めるものである。

また、地域社会での長年の慣習であるとの安易な考えで、違法行為を繰り返すことないように、本件への関心を盛り上げるために、メディアの皆様の啓発活動を強く求めたい。

以上